

大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、下記の表のとおり定められています(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、昭和53年7月11日環境庁告示第38号、平成9年2月4日環境庁告示第4号、平成13年4月20日環境省告示第30号、平成21年9月9日環境省告示第33号、平成30年11月19日環境省告示第100号)。

物質名	環境上の条件	環境基準の長期的評価方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の日平均値の2%除外値 <sup>1)</sup> が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	日平均値の年間98%値 <sup>2)</sup> が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	年間の日平均値の2%除外値が、10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年間の日平均値の2%除外値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が、0.06ppm以下であること。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、6時から20時の昼間時間帯について評価する。
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が長期基準の15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値の年間98%値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

(注)

1. 年間の日平均値の2%除外値: 1年間の日平均値を高い方から順に数えて、全体の2%までの値を除外した残りの日平均値の中で最も高い値。
2. 日平均値の年間98%値: 1年間の日平均値を低い方から順に数えて全体の98%に相当する値。
3. 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的な評価も行います。短期的評価とは、連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価します。
4. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されません。